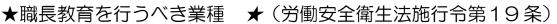
職長教育、職長・安全衛生責任者教育 携帯用丸のこ盤取扱い作業従事者安全教育 } 開催のご案内 クレーン運転業務特別教育

1. 職長及び職長・安全衛生責任者教育 〔定員30名〕

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職務に就くことになった職長、その他作業中の労働者を直接指揮監督する者を対象に、一定の安全衛生教育の実施が義務付けられております。

更に、「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の一部改正により、標記の併行させた教育を受ければ、職長および安全衛生責任者教育課程を修了したことになるよう改められております。(リスクアセスメントを含む。)

労働基準行政の指導により、従来の「職長教育」と、安全衛生責任者教育のカリキュラムも取り込んだ、「職長・安全衛生責任者教育」2コースを同日に併せて開催しますので、該当者が受講されますようご案内いたします。



○建設業 ○電気業 ○ガス業 ○自動車整備業 ○機械修理業

○製造業(但し、繊維工業、繊維製品製造業、紙加工品製造業を除く)

※製造業については、令和5年4月1日から今まで対象ではなかった下記業種も義務化されます。 「・食料品製造業・新聞業・出版業・製本業及び印刷物加工業」

★安全衛生責任者教育を行うべき業種 ・・・ 建設業・造船業(特定元方事業) 労働安全衛生法第16条・・統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の 請負事業(関係請負事業者)においては、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生 責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

☆講習日時 **令和7年4月23日(水)・24日(木)** 9時~17時 2日間

☆講習会場 『黒石建設協会2階大会議室』黒石市八甲69-17 電話0172-52-3417

☆受 講 料 ※ <u>職長教育のみ</u> 14,080円 (テキスト代 (880円)・消費税等含む)

※ 職長・安全衛生責任者教育 16,50円 (テキスト代 (1,650円)・消費税等含む)

※ 受講者には「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」修了証交付致します。

【青森労働局長登録教習機関】

申込先 一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町 40-5 (黒石市役所通り) TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792



2. 携帯用丸のこ盤取扱い作業従事者安全教育 〔定員30名〕

厚生労働省では、上記業務に従事する労働者に対し、安全教育の実施及び実施要領を定めて おります。(平成 22 年 7 月 14 日付 基安発 0714 第 1 号通達)

当協会では、この標記要領に基づく教育を実施することになりましたので、取扱い従事者が 受講し修了されますようご案内いたします。

☆講習日時 **令和7年4月25日(金)** 8時30分~12時30分

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17

☆受講料 6,160円(テキスト〔1,210円〕・消費税含む)

☆申込み締切り 令和7年4月16日(水)

- ※ 本人確認のため、自動車運転免許証写しを添付して下さい。
- ※ 受講者には「安全教育修了証」を交付いたします。





電動丸のこ

卓上丸のこ盤

テーブル丸のこ盤

3. クレーン運転業務特別教育 〔定員30名〕

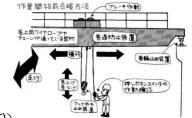
☆つり上げ荷重5 by未満のクレーン運転業務(クレーン則21条) ※人材開発支援助成金対象(詳細裏面参照)

☆講習日時 **令和7年5月8日(木)~9**日(金)

9時00分~17時00分まで

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲69-17他

☆受 講 料 **12,705円** (テキスト〔1,705円〕・消費税含む)



【受講者には「特別教育修了証」事業者には「特別教育実施証明書」交付】 ※お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

※ 今回の講習修了者が取り扱うことのできるクレーン ※ -

※天井クレーン・・・クラブトロリ式、ホイスト式

※ジブクレーン・・・低床、高脚(門形)、片脚(半門形)、塔形、ポスト形、つち形(ハンマヘッド) クライミング、引き込み、壁(ウォールクレーン)

※アンローダ ※ケーブルクレーン ※スタッカー式クレーン ※橋形クレーン

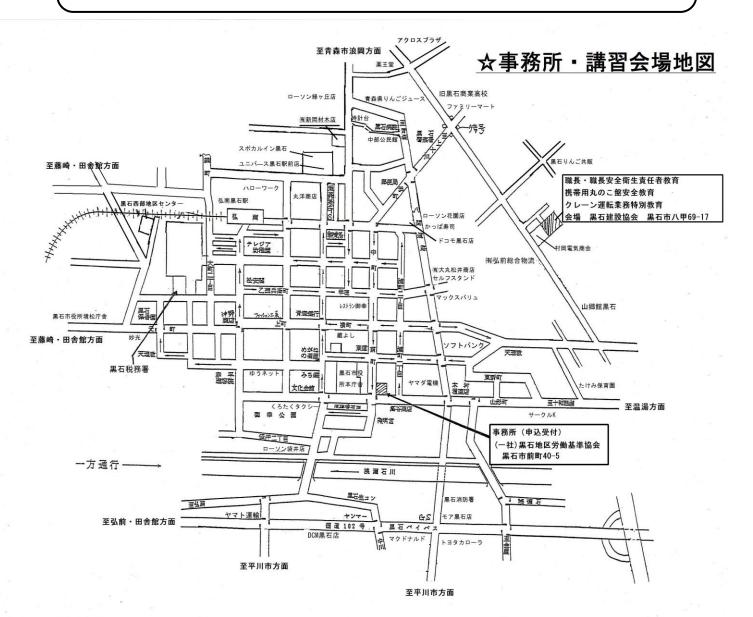
※テルハ (テルハについてはつり上げ荷重5 り以上可)

※(連絡事項等裏面に記載有り)

- ★連絡事項 ※ 各講習につき<u>写真 1 枚(縦 3 cm、横 2.4 cm)を添え、</u>同封している講習申込書に ご記入のうえ、受講料を添えてお申込み下さい。講習当日は、筆記用具持参のこと。
 - ※ 各講習お申込みの際に、本人確認のため運転免許証(写)等の添付をして下さい。
 - ※ 受講者が最小予定数に達しない場合中止することがあります。
 - ※ 申込み後の取消しは、受講開始日の前日までにご連絡があった場合のみ、受講料 をお返し致します。(但し、締切日以降の取消しはテキスト代をご負担頂きます)
 - ※ お電話での申込みも受付け致しますが、ご予約後7日間を目処に申込書の送付を お願いします。(申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます。)
 - ※ 受講料のご納入は受講開始日の1週間前までにお願いします。

☆受講料の納入は、お振込みも可能です。(下記□座にお振込み下さい)

青森みちのく銀行黒石支店(普) 223261青森みちのく銀行黒石内町支店(普) 1311760東奥信用金庫黒石支店(普) 0920550青い森信用金庫黒石支店(普) 0958767(送金手数料はご負担くださるようお願いします)



☆当協会発行の講習修了証を、1枚に統合することが出来ます☆



技能講習の種別	番号	修了証番号	修了年月日
玉掛け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガス溶接	登録等110日		
車両系建設機械(動物)	皇暴育 84号		
備考			

折れ曲がり難く、 耐久性に優れて います。

当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できます。(但し、技能講習は平成11年5月以降発行のものに限る)修了証の統合発行を希望される方は、講習申込書提出の際か、当日講習受付のときにご提出をお願い致します。

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

人材開発支援助成金のご案内(建設労働者技能実習コース)

標記内容は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や、建設事業主団体に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設業における人材育成や技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を 受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者 に有給で技能実習を受講させた場合、賃 金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

- ・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。
 - ●人材開発支援助成金支給申請書チェックシート
 - ●人材開発支援助成金支給申請書(建技様式第3号)及びその他添付書類
- ※登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託して実施する場合は、計画届の提出が不要です。
 - 助成金を受けることのできる事業主(但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。)
 - ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
 - ② 雇用保険料率 1000分の 17.5(保険料率が変更となる場合があります)の建設事業主
 - ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
 - ④ 法定帳簿(賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等)を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出 及び報告を速やかにできること
 - ※詳しくは 青森労働局職業対策課(017-721-2003)までお問合せ下さい。